

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第1回 総会議事録

期日 令和 5年 4月12日

場所 おいらせ町役場分庁舎

## 第1回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 5年 4月12日(水) 午後 4時55分

3. 閉会日時 令和 5年 4月12日(水) 午後 5時22分

### 4. 出席委員

|              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1番 日ヶ久保 浩幸 君 | 3番 日ヶ久保 亨 君  | 4番 玉川 勉 君   |
| 5番 沼舘 廣志 君   | 6番 久慈 弘子 君   | 7番 吉田 良紀 君  |
| 8番 袴田 光雄 君   | 9番 佐々木 明博 君  | 10番 松本 一弥 君 |
| 11番 柏崎 幸子 君  | 12番 坂井田 進 君  | 13番 袴田 信男 君 |
| 14番 上久保 辰視 君 | 15番 久保田 信一 君 | 16番 川口 勉 君  |
| 17番 成田 健義 君  | 18番 名古屋 誠一 君 | 19番 松林 勝智 君 |

### 5. 欠席委員

2番 馬場 武雄 君

### 6. 会議に付した事件

- (1) 報告第1号 農業委員会事務局職員の人事異動に関する承認報告について
- (2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (3) 報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (4) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第3号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第4号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (8) 議案第5号 おいらせ町農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規定の一部改正について

### 7. 会議録署名委員

11番 柏崎 幸子 君、16番 川口 勉 君

### 8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

### 9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時55分

|                   |  |
|-------------------|--|
| 議 長               | <p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和5年度第1回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、2番 馬場 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長               | <p>ご異議なしと認め、11番 柏崎 幸子 委員、16番 川口 勉 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農業委員会事務局職員の人事異動に関する承認報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>   |
| 事 務 局<br>(西館事務局長) | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第1号について説明します。</p>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>議 長</p>                | <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>令和5年4月1日付けで人事異動がありましたが、農業委員会事務局職員に異動がなかったことを報告します。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>ただいまの報告第1号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>    |
| <p>議 長</p>                | <p>無いようですので、報告第1号は報告済みとさせていただきます。次に報告第2号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>  |
| <p>事 務 局<br/>(西館事務局長)</p> | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第2号について説明します。</p> <p>議案書の2-1から2-3ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p>                | <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>   |
| <p>1 7 番</p>              | <p>はい。質問があります。</p>  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>(名古屋委員)</p>          | <p>番号1の [ ] さんの「取得した権利の種類及び内容」について持分6分の1とありますけども、どういうことでしょうか。</p>   |
| <p>事務局</p>              | <p>はい。事務局 川口です。</p>   |
| <p>(川口事務局次長)</p>        | <p>すみません、ちょっと見ながらになりますけど。浜道の [ ] の畑、6,581平方メートルにつきましては、共有で、この [ ] さんの被相続人、である方がこの浜道の農地の持分割合が6分の1だったもので、その6分の1の割合分を吉則さんが相続したものです。</p> <p>いかがでしょうか。</p> |
| <p>17番<br/>(名古屋委員)</p>  | <p>はい。いいです。</p>   |
| <p>議長</p>               | <p>あとないですか。…あとないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>   |
| <p>議長</p>               | <p>では、報告第2号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>  |
| <p>事務局<br/>(西館事務局長)</p> | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第3号について説明します。</p>  |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>議 長</p>                | <p>議案書の 3-1、3-2 ページと、資料 1 から 3 をご覧ください。<br/>照会は 3 件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。<br/>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま<br/>す。<br/>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>                  |
| <p>議 長</p>                | <p>特にないようですので、報告第 3 号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。<br/>議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。<br/>事務局からの説明を求めます。</p>  |
| <p>事 務 局<br/>(西館事務局長)</p> | <p>はい、議長。事務局長。<br/>それでは、議案第 1 号について説明します。<br/>議案書の 4-1 から 4-3 ページをご覧ください。<br/>今月の農地法第 3 条許可申請は、1 議案 8 件であり、権利の内容は使用貸借による権利設定が 1 件、所有権移転が 7 件です。<br/>番号 1 は、10 年間の使用貸借権の設定です。<br/>資料 4 をご覧ください。<br/>譲渡人は [ ]、譲受人は [ ]。</p> |

土地の所在は 向山三丁目 [REDACTED] 外2筆、地目は田、面積は合計7, 221平方メートルとなっております。

番号2は、売買による所有権移転です。

資料5をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 高田 [REDACTED]、地目は田、面積は751平方メートルとなっております。

番号3は、売買による所有権移転です。

資料5をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 高田 [REDACTED]、地目は田、面積は1, 625平方メートルとなっております。

番号4は、売買による所有権移転です。

資料5をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 高田 [REDACTED]、地目は田、面積は1, 118平方メートルとなっております。

番号5は、売買による所有権移転です。

資料5をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 高田 [REDACTED]、地目は田、面積は983平方メー

トルとなっております。

番号6は、売買による所有権移転です。

資料6をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]。

土地の所在は 二川目一丁目 [REDACTED]、地目は畑、面積は1, 333平方メートルとなっております。

番号7は、売買による所有権移転です。

資料7をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]。

土地の所在は 向平 [REDACTED]、登記地目は田、現況地目は畑、面積は2007平方メートルとなっております。

番号8は、売買による所有権移転です。

資料7をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]。

土地の所在は 向平 [REDACTED] 外3筆、地目は畑、面積は合計8, 913平方メートルとなっております。

申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この



|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>議 長</p>                | <p>申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま<br/>す。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。…ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>   |
| <p>議 長</p>                | <p>質疑なしと認め、議案第1号を原案どおり決定することにご異議<br/>ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>  |
| <p>議 長</p>                | <p>ご異議なしと認め、議案第1号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用<br/>許可に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>  |
| <p>事 務 局<br/>(西館事務局長)</p> | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第2号について説明します。</p> <p>議案書の5ページと資料8と9をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、新田 [REDACTED]、地目は畑、面積は396平方メ<br/>ートルです。用途は宅地、転用の事由は住宅の建築となっております</p> |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>議 長</p>                | <p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>   |
| <p>8 番<br/>(袴田委員)</p>     | <p>はい、8番 袴田です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。4月5日に 松林会長、吉田 良紀 委員、私、西館事務局長、川口事務局次長、尾駁主任主査の6人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、自己住宅を建築します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周辺農地との地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p>                | <p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>   |
| <p>事 務 局<br/>(西館事務局長)</p> | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、借家住まいの解消のため、自己住宅の建築を計画いたしました。小学校が近く、実家にも隣接していることから当該農地</p>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>議 長</p>                | <p>を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、集落接続に該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| <p>議 長</p>                | <p>質疑なしと認め、議案第2号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>  |
| <p>議 長</p>                | <p>ご異議なしと認め、議案第2号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>  |
| <p>事 務 局<br/>(西館事務局長)</p> | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第3号について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-5ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和5年3月31日付けで農用地利用集積計</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>画の決定を求められております。</p> <p>使用貸借権の設定が3件、賃借権の設定が13件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は34筆で、合計面積は61,784平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、議案第3号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>   |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>事務局<br/>(西館事務局長)</p> | <p>はい、議長。事務局長。<br/> それでは、議案第4号について説明します。<br/> 議案書の7-1から7-4ページをご覧ください。<br/> 内容は、使用貸借権の設定が7件、賃借権の設定が3件となっております。これにより集積される農地は29筆で、合計面積は66,215平方メートル、設定期間は1年から10年間となります。<br/> 以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p>               | <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>  |
| <p>16番<br/>(川口委員)</p>   | <p>議長。16番 川口 勉です。<br/> 資料の7-4、9番と10番。ここ住所が違いますけど、名前が同じ [REDACTED] になっていますが、この住所・名前は間違いありませんか。<br/><br/> (事務局 確認中)</p>  |
| <p>事務局<br/>(尾畷主任主査)</p> | <p>はい。川口 委員の質問に対して回答します。<br/> こちらでいただいている農用地利用集積計画では、同姓同名なので住所が違う方になっております。もしかしたら同じ可能性もあるので、その場合は資料の方を差替えさせていただきます。</p>  |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>1 4 番<br/>(上久保委員)</p> | <p>違うのいる。同性同名の方です。</p>   |
| <p>1 6 番<br/>(川口委員)</p>  | <p>別人か。</p>  |
| <p>事務局<br/>(尾畷主任主査)</p>  | <p>別人です。<br/>はい、以上になります。</p>   |
| <p>議 長</p>               | <p>はい、他にありませんか。<br/><br/>(質疑・意見なし)</p>   |
| <p>議 長</p>               | <p>質疑なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することにご異議<br/>ございませんか。<br/><br/>(異議なし)</p>                        |
| <p>議 長</p>               | <p>ご異議なしと認め、議案第4号を原案どおり決定いたします。<br/>以上で、本日の議案は全て……。ごめん、ごめん。間違った。<br/><br/>(追加議題 確認中)</p> |
| <p>議 長</p>               | <p>失礼しました。<br/>次に、本日追加提案されました、議案第5号「おいらせ町農業</p>  |

|                          |   |
|--------------------------|---|
|                          | <p>委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>  |
| <p>事務局<br/>(西館事務局長)</p>  | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第5号について説明します。</p> <p>別紙の、追加議案書をご覧ください。</p> <p>本案は、令和5年4月1日に「おいらせ町個人情報保護条例」が廃止され、「おいらせ町個人情報保護法施行条例」が施行されたため、委任元となる条例を新条例の名称に改めるものです。</p> <p>この条例による委任ですが、「この条例で定めたもの以外に必要な事項は、それぞれの実施機関で定める」とした条文のことを言います。それを受けて、農業委員会で個人情報の保護に関する規程を定めていたものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p>                | <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>   |
| <p>16番<br/>(川口委員)</p>    | <p>はい、議長。</p> <p>多分いい具合に改正すると思うですけども、あの今までとどこが違うのかお答え願います。</p>  |
| <p>事務局<br/>(川口事務局次長)</p> | <p>はい。事務の中身は全く同じです。国の方で個人情報に関する法律がまずありまして、それに基づいておいらせ町では個人情報</p>  |

保護条例というものを合併時に制定して、そしてまたデジタル関係の法律が、デジタル文書関係の法律が4月1日に施行となったんですけども。その中で同時に個人情報の保護についても法律の条文も、より細分化されて新たにつくりあげられて、それらに基づき、今度町の個人情報の保護に関する法律を改正したわけですけども。

そうなると、その大元になる基本的な条例が町の条例で、その名前が変わったということで。それに基づく、農業委員会の個人情報の保護について、おいらせ町で取り扱う個人情報の保護等に関する規則に準じて、事務を行う。事務局の規則に準じた手続きを行って、個人情報の保護、それから個人情報を取り扱っている事項を配慮した情報公開等を行うと定めているものです。

以上です。

議 長

わかった。

事 務 局

補足します。

(西館事務局長)

今まで個人情報保護法とか行政機関の個人情報保護法、独立行政法人の個人情報保護法というふうにこう、法律が3本になっていたんですよ。で、色々それが面倒だと、支障があるというふうなことで、1本の法律に今、定めたということになります。

それに伴って、個人情報の定義がある国とか民間とか地方が統一した形で、この条例を使っていくというふうことになって、名前が変わったというふうなことになります。そういうふうなものがやっと今、完成したということです。中身的なことは殆ど変わ



|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>18番<br/>(名古屋委員)</p>   | <p>りません。</p> <p>はい、議長。18番。</p> <p>中々、現実はちょっとわからないんですけども。例えば、我々農業委員会としては、この資料の名前とか住所とか様々、こういうことに、気を付けていけばいいということでしょうか。</p>   |
| <p>事務局<br/>(川口事務局次長)</p> | <p>はい。そうですね。</p> <p>公務員としての守秘義務。地方公務員法の守秘義務にあたりますので、基本的に個人情報を、業務で知りえた個人情報をまずプライベートで漏らしてはならないということにあたります。</p> <p>あとは情報公開で開示請求を受けた文書について、様々個人情報が記載された部分を、部分的に開示しないとかそういったものをこの条例や規則等で定めているものです。</p> |
| <p>議長</p>                | <p>はい、いいですか。あと。</p>   |
| <p>5番<br/>(沼館委員)</p>     | <p>はい、5番 沼館です。</p> <p>この新旧対照表のですね、現行という方がですね、平成18年3月9日。で、今度改正（案）の方は同じ平成18年3月9日。これは遡っていくんですか。改正の方は令和じゃなく平成18年でこれ、いいんですか。</p>   |
| <p>事務局<br/>(川口事務局次長)</p> | <p>はい。ここにこの新旧、現行・改正（案）ともに、3行目平成18年3月9日告示第2号とありますが、これはあの制定、この</p>  |

|                                |   |
|--------------------------------|---|
|                                | <p>規定ですね、農業委員の規定の施行日と告示番号が記載されておりますので、ここは変わりません。</p> <p>以上です。</p>                                   |
| <p>議長</p> <p>5番<br/>(沼館委員)</p> | <p>ん。…よろしいですか。</p> <p>はい。</p>   |
| <p>議長</p>                      | <p>あとございませんでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>  |
| <p>議長</p>                      | <p>質疑なしと認め、議案第5号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>  |
| <p>議長</p>                      | <p>ご異議なしと認め、議案第5号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第1回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p> |

閉会 午後5時22分